

総行住第19号  
平成24年2月10日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

### 仮住民票に関する事務について（通知）

住民基本台帳法の一部を改正する法律は、平成21年法律第77号をもって公布され、同法の施行に向けて、市町村長は、施行日前に当該市町村の外国人登録原票に登録され、施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれる者について、仮住民票を作成し、その者に対して当該仮住民票の記載事項を通知することとされているところです。

この仮住民票は、施行日において住民票になるものとされており、その取扱いについては、住民基本台帳法第1条の趣旨にのっとり、住民基本台帳制度の運用の方針（住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）第1-1）を踏まえ、記録の適正な管理等適切に行われる必要があるところです。

特に、仮住民票の作成を含む外国人住民の住民基本台帳への記録関係業務を行うに当たっては、関係事務の委託先等を含め、データ保護とコンピュータ・セキュリティ対策の徹底、情報管理に係る責任体制の明確化等、個人情報保護に万全を期する必要があるところです。

この度、下記のとおり「仮住民票事務処理要領」を定めたので、貴職におかれては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村に周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### 第1 仮住民票事務処理要領

仮住民票事務処理要領を別添のとおりとする。

なお、別添要領中、児童手当（子ども手当）に関する部分については、平成24年4月以降の取扱いが定まり次第、改めて通知することを予定しているので、御留意願いたい。

## 第2 実施時期

この通知は、通知の日から実施する。

## 仮住民票事務処理要領

### 第1 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- |            |  |
|------------|--|
| 1 法        | 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）による改正後の住民基本台帳法（昭和42年法律81号）をいう。         |
| 2 令        | 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第253号）による改正後の住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）をいう。 |
| 3 法附則      | 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の附則をいう。                                |
| 4 令附則      | 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第253号）の附則をいう。                            |
| 5 規則附則     | 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第113号）の附則をいう。                         |
| 6 施行日      | 法附則第1条第1号に規定する施行日をいう。  |
| 7 基準日      | 法附則第3条第1項に規定する基準日をいう。  |
| 8 仮住民票     | 法附則第3条第1項に規定する仮住民票をいう。   |
| 9 外国人住民    | 法第30条の45に規定する外国人住民をいう。   |
| 10 入管法     | 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）をいう。                                       |
| 11 入管特例法   | 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）をいう。               |
| 12 外国人登録原票 | 外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票をいう。                           |

### 第2 仮住民票

#### 1 仮住民票の作成の対象者

市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、法附則第1条第2号に定める日から施行日の前日までの範囲内において、基準日現在において次

に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人を単位として、仮住民票を作成しなければならない（法附則第3条第1項）。

なお、仮住民票を作成しなければならないか否かの対象者の判断に当たっては、第4-1-(1)の法務省入国管理局から事前に提供を受けた情報を活用する。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の外国人登録原票に登録されていること。
- (2) 施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。

ア 施行日において法第30条の45の上欄に掲げる者であると見込まれる者

(ア) 中長期在留者

入管法（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）による改正後の入管法をいう。）第19条の3に規定する中長期在留者に該当する在留資格及び在留期間を有する者であって、かつ、在留期間の満了の日が施行日以後に到来する者をいう。

ただし、地方入国管理局で在留資格の変更申請又は在留期間の更新申請のいずれをもしていないことが確実ではない者であって、当該外国人の在留期間の満了の日が施行日前であるが、在留期間の満了の日から2か月を経過する日が施行日以後に到来する者を含む。

(イ) 特別永住者

入管特例法に定める特別永住者をいう。

(ウ) 一時庇護許可者又は仮滞在許可者

入管法第18条の2第1項の許可を受けた一時庇護許可者又は入管法第61条の2の4第1項の許可を受けた仮滞在許可者であって、上陸期間又は仮滞在期間の終期が施行日以後に到来する者をいう。

(エ) 出生又は国籍喪失による経過滞在者

出生又は日本国籍の喪失により本邦に在留することとなった

外国人であって、入管法第22条の2第1項の規定により在留資格を有することなく適法に在留できる期間（出生又は日本の国籍を離脱した日から60日）の終期が施行日以後に到来する者をいう。

- イ 施行日において市町村の区域内に住所を有すると見込まれる者原則として、基準日現在において、外国人登録原票に記載されている居住地が、法第4条に規定する住所に該当する者をいう。当該居住地が法第4条に規定する住所に該当するか疑義がある場合、必要に応じ、第8により調査を行う。

市町村長は、基準日後施行日の前日までの間に、上記に掲げる要件のいずれにも該当することとなった者につき、仮住民票を作成することができる（法附則第3条第2項）。

施行日直前に仮住民票の作成の対象となった者については、事務処理の状況等を勘案して、施行日に円滑に住民票に移行できる場合に、仮住民票を作成するものとする。

ただし、施行日直前に居住地変更登録申請が行われ施行日前までに外国人登録原票の到達が見込まれない場合において、前居住地の市町村長に外国人登録原票の登録事項の確認を行い、仮住民票を作成することとしても差し支えない。

また、施行日直前に居住地変更登録申請をした者や、施行日直前に転出し施行日以後に法附則第5条の規定による届出を行った者については、前住所地市町村に対し、当該者の仮住民票又は住民票を住所地市町村で作成している旨を連絡することが適当である。

なお、基準日は、平成24年5月7日であること（令附則第1条の2）。

## 2 様式及び規格

仮住民票（令附則第2条の規定により磁気ディスクをもって調製される仮住民票を含む。以下この2において同じ。）は、個人を単位として作成するものであるが（法附則第3条第1項）、その様式及び規格は法定されていない。

仮住民票が施行日において住民票になることを踏まえ、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府

県知事あて通知。以下同じ。)「第2-1-(1)」に例示する外国人住民に係る住民票の様式例(個人票)を参照するなどし、適切に対応されたい。

### 第3 仮住民票の記載等の手続

仮住民票の記載等については、次の点に留意しつつ、適正に行われなければならない。

- 1 仮住民票(令附則第2条の規定により磁気ディスクをもって調製される仮住民票を除く。2において同じ。)の記載等は、墨汁、インキ、タイプライター等たい色、汚損のおそれのない良質のものを用いて行うこと。
- 2 仮住民票の消除(令附則第4条)に当たっては、該当部分に朱線を引き、又は見やすい場所に「除票」の印を押す等仮住民票を消除したことが明確であり、かつ、消除された文字がなお明らかに読むことができるような方法により行うこと。
- 3 令附則第2条の規定により磁気ディスクをもって調製された仮住民票の消除は、仮住民票を消除したことが明確であり、かつ、消除された記録がなお明らかとなるような方法により行うこと。
- 4 修正(令附則第5条)は、前の記載を削除した上で、新たな記載をする方法によること。当該削除は前の記載が明らかとならないような方法により行うこと。
- 5 記載等をしたときは、その記載等の事由、事由の生じた年月日等仮住民票についての処理経過を明らかにする事項を必要に応じ、備考として記入することが適当である。

### 第4 仮住民票の記載

#### 1 各種の記録と情報に基づく記載

仮住民票の記載は、外国人登録原票、国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに法附則第3条第4項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする(法附則第3条第3項)。作成の事由は、「法附則第3条第1項(第2項)により作成」と記入する。

- (1) 外国人登録原票に基づく記載

外国人登録原票に基づいて、氏名等を記載する。

また、それぞれの市町村に外国人登録がされている外国人に係る最新の在留資格、在留期間の満了の日等に関する情報については、法務省入国管理局から市町村へ事前に提供がなされ、外国人登録原票の備考欄に記載する取扱いとなることから、仮住民票の記載に当たっては、当該情報も活用するものとする。

なお、外国人登録原票の内容について事前に確認を行い、必要に応じて法務省入国管理局に閉鎖照会する等して整理をしておくことが望ましい。

- (2) 国民健康保険の被保険者の資格に関する記録に基づく記載  
当該市町村の国民健康保険の記録に基づいて、被保険者の資格を取得した年月日等を記載する。
- (3) 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する記録に基づく記載  
当該市町村の後期高齢者医療の記録に基づいて、被保険者の資格を取得した年月日等を記載する。
- (4) 介護保険の被保険者の資格に関する記録に基づく記載  
当該市町村の介護保険の記録に基づいて、被保険者となった年月日等を記載する。
- (5) 国民年金の被保険者の資格に関する記録に基づく記載  
当該市町村の国民年金の記録に基づいて、被保険者となった年月日等を記載する。
- (6) 児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録に基づく記載  
当該市町村の児童手当の記録に基づいて、児童手当の支給が始まった年月日等を記載する。
- (7) 法附則第3条第4項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づく記載  
市町村長は、法務大臣に対して、仮住民票の作成に関して、法第7条第1号から第3号までに掲げる事項、国籍・地域（法第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。）又は法第30条の45の表の下欄に掲げる事項に関する情報の提供を求め、その提供を受けることができることとされている（法附則第3条第4項）。

## 2 記載事項

仮住民票には、法第7条第1号から第4号まで、第7号、第8号、第10号から第11号の2まで及び第14号に掲げる事項、国籍・地域並びに法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載する（法附則第3条第1項）。

### (1) 氏名（法第7条第1号）

原則として、外国人登録原票に記載された「氏名」を記載する。

外国人登録原票の氏名にローマ字が用いられている場合には、外国人登録原票に記載されている順序により記載する。

外国人登録原票の氏名に簡体字又は繁体字が用いられている場合には、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示（平成23年法務省告示第582号）」に従い、正字に置換のうえ記載する。

外国人登録されたローマ字氏名の読みのカタカナ表記（カタカナ併記名）が外国人登録原票の氏名欄に記載されている場合は、仮住民票の氏名欄には記載せず、備考欄に記載する。

外国人登録された漢字氏名に対応するローマ字表記（アルファベット併記名）が外国人登録原票の氏名欄に記載されている場合は、外国人登録原票に記載されている順序により、氏名欄に記載する。この場合、氏名欄の記載は、ローマ字による氏名に漢字による氏名を併記するものとする。

ふりがなについては、付さなくても差し支えない。ただし、本人に確認した漢字氏名のふりがなを把握しているなど、仮住民票の作成の時点でふりがなを記載することができる場合には、漢字氏名にはできるだけふりがなを付すことが適当である。

### (2) 出生の年月日（法第7条第2号）

原則として、外国人登録原票に記載された「出生の年月日」を記載する。

記載に当たっては、西暦にて記載する。この場合において、「2000年10月10日」を「2000. 10. 10」と略記することは差し支えない。

なお、外国人登録原票において、出生の「年」、「月」、「日」のい



ずれかの記載がされておらず、アスタリスク等で表している場合にあっては、不明であることが明らかになるよう記載を行うことが適当である。

(3) 男女の別（法第7条第3号）

原則として、外国人登録原票に記載された「男女の別」を記載する。

また、男女と印刷しておき、該当文字を○で囲むこととしても差し支えない。

(4) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄（法第7条第4号）

原則として、外国人登録原票に記載された「世帯主の氏名」、「世帯主との続柄」、「申請に係る外国人が世帯主である場合には、世帯を構成する者の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄」及び「本邦にある父母及び配偶者の氏名、出生の年月日及び国籍」に基づき記載する。

ただし、外国人登録原票に記載された世帯情報に明らかに疑義がある場合には、必要に応じて、行政事務の記録の確認や実態を把握した上で記載を行う。

なお、外国人住民と見込まれる者と日本の国籍を有する者との複数国籍世帯において、世帯主が外国人住民と見込まれる者である場合、当該複数国籍世帯を構成する日本の国籍を有する者の住民票の備考欄も参照し当該日本の国籍を有する者に係る住民票の世帯情報の変更の必要性を確認することが適当である。また、婚姻関係や親子関係の存在を戸籍等で確認することが望ましい。

実際に世帯主に相当する者が住民基本台帳法の適用から除外されている外国人の場合、世帯員のうち世帯主に最も近い地位にある者の氏名を世帯主の氏名として記載し、実際に世帯主に相当する者である外国人の氏名を備考として記入する。

なお、世帯主の氏名欄に通称を記載する必要はない。また、世帯主については世帯主との続柄の欄に「世帯主」又は「本人」と記載すれば足りる。

(5) 住所及び住所を定めた年月日（法第7条第7号）

原則として、外国人登録原票の「居住地」欄の記載に基づき記載する。

外国人住民と見込まれる者と日本の国籍を有する者との複数国籍世帯において、外国人住民と見込まれる者の外国人登録原票の居住地欄と日本の国籍を有する者の住民票の住所欄で表記が異なる場合は、住民基本台帳事務処理要領「第2-1-(2)-キ」の方法に準じて統一することが望ましい。

また、住所を定めた年月日は、空欄とする。

- (6) 住所を定めた旨の届出の年月日（職権で記載した場合にはその年月日）及び従前の住所（法第7条第8号）

施行日を記載する。

また、従前の住所は、空欄とする。

- (7) 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号，令第3条）

国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日、又はその資格を喪失した年月日を記載するとともに、退職被保険者又はその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）にあっては、退職被保険者等である旨並びに退職被保険者等となり、又は退職被保険者等でなくなった年月日を記載する。

被保険者の資格を喪失した年月日及び退職被保険者等でなくなった年月日については、その欄を別個に設けて記載しても、被保険者の資格の取得の年月日又は退職被保険者等となった年月日を消除して○年○月○日喪失又は非該当と記載してもよい。

なお、退職被保険者等である旨の記載については、退職被保険者又はその被扶養者の略号（例、「退」、「被扶」等）を印刷しておき、該当するものを○で囲む方法で差し支えないこと。

- (8) 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号の2，令第3条の2）

後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日、又はその資格を喪失した年月日を記載する。

被保険者の資格を喪失した年月日については、その欄を別個に設けて記載しても、被保険者の資格の取得の年月日を消除して○年○

月○日喪失又は非該当と記載してもよい。

- (9) 介護保険の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号の3，令第3条の3）

介護保険の被保険者となった年月日又は介護保険の被保険者でなくなった年月日を記載する。

被保険者でなくなった年月日については，その欄を別個に設けて記載しても，被保険者となった年月日を削除して○年○月○日喪失と記載してもよい。

- (10) 国民年金の被保険者の資格に関する事項（法第7条第11号，令第5条）

ア 国民年金の被保険者（法第7条第11号に規定する国民年金の被保険者をいう。以下同じ。）となった年月日若しくは国民年金の被保険者でなくなった年月日又は国民年金の被保険者の種別の変更があった年月日（令第5条第1号及び第2号）

国民年金の被保険者となった年月日若しくは国民年金の被保険者でなくなった年月日又は国民年金の被保険者の種別の変更があった年月日を記載する。国民年金の被保険者でなくなった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更があった年月日については，国民年金の被保険者となった年月日又は国民年金の被保険者の種別の変更があった年月日を削除して○年○月○日喪失又は種別変更と記載してもよい。

イ 国民年金の被保険者の種別（令第5条第2号）

国民年金の被保険者の種別を記載するが，1，任の文字を印刷しておき，該当するものを○で囲み，又は当該欄を設け，符号により記載する方法でも差し支えない。

ウ 基礎年金番号（令第5条第3号）

国民年金の被保険者が現に所有し，又は新たに交付された基礎年金番号を記載する。

- (11) 児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項（平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間においては，子ども手当の支給を受けている者の資格に関する事項）（法第7条第11号の2，令第6条，住民基本台帳法附則第8条，住民基本台帳法施行

令附則第7条)

児童手当の支給が始まり，又は終わった年月を記載する。

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間においては，子ども手当の支給が始まり，又は終わった年月を記載する。

(12) 通称（法第7条第14号，令第30条の25，第30条の26）

原則として，外国人登録原票に記載された通称名を記載する。

また，ふりがなについては，付さなくても差し支えない。ただし，本人に確認した通称のふりがなを把握しているなど，仮住民票の作成の時点でふりがなを記載することができる場合には，できるだけふりがなを付すことが適当である。

(13) 通称の記載及び削除に関する事項（法第7条第14号，令第30条の25，第30条の27）

空欄とする。

なお，施行日時時点で住民票に通称が記載されている場合にあつては，施行日において，通称を記載した年月日（施行日）及び記載した市町村名（特別区にあつては区名。以下同じ。）を記載する。

(14) 国籍・地域

原則として，外国人登録原票の「国籍」欄の記載に基づき記載する（無国籍を含む。）。ただし，当該国籍欄に「中国」と記載のある外国人のうち，外国人登録原票の備考欄に台湾と記載されている場合には，「台湾」と記載する。

(15) 中長期在留者である旨，在留資格，在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号

原則として，外国人登録原票の記載に基づき記載することとし，法務省入国管理局から事前に提供を受けて外国人登録原票の備考欄に記載された情報がある場合には当該情報に基づき記載する。

在留カードの番号は，外国人登録法第4条第1項第1号に規定する登録番号を記載する。（令附則第3条）

(16) 特別永住者である旨，特別永住者証明書の番号

原則として，外国人登録原票の記載に基づき記載することとし，法務省入国管理局から事前に提供を受けて外国人登録原票の備考欄に記載された情報がある場合には当該情報に基づき記載する。

特別永住者証明書の番号は、外国人登録法第4条第1項第1号に規定する登録番号を記載する。(令附則第3条)

(17) 一時庇護許可者である旨、上陸期間

原則として、外国人登録原票に基づき記載する。

なお、上陸期間を経過する年月日(許可期限)を備考として記入することが適当である。

(18) 仮滞在許可者である旨、仮滞在期間

原則として、法務省入国管理局から事前提供を受けて外国人登録原票の備考欄に記載された情報に基づき記載する。

なお、仮滞在期間を経過する年月日(許可期限)を備考として記入することが適当である。

(19) 出生による経過滞在外者である旨

外国人登録原票の「作成年月日・作成事由」欄の記載に基づき記載する。

なお、出生した日から60日を経過する年月日を備考として記入することが適当である。

(20) 国籍喪失による経過滞在外者である旨

外国人登録原票の「作成年月日・作成事由」欄の記載に基づき記載する。

なお、国籍を失った日から60日を経過する年月日を備考として記入することが適当である。

(21) 任意事項

法第7条第14号及び令第6条の2の規定により、住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要であると認めるものを住民票に記載することができるので、かかる事務に必要な事項を記載するために、市町村で管理する各種行政分野における記録を基に、次のような事項を記載しておくことが適当である。

ア 国民健康保険の被保険者については、被保険者証の記号及び番号

イ 国民健康保険の被保険者でない者については、現に加入している他の医療保険制度の名称

- ウ 後期高齢者医療の被保険者については，被保険者証の番号
- エ 介護保険の被保険者については，被保険者証の番号
- オ 国民年金（福祉年金を含む。）の受給者については，その受けている年金の名称
- カ 国民年金の被保険者でない者については，現に加入している公的年金の名称

上記の記載方法については，当該欄を設け，略号又は符号（健保国共，地共等の例）により，若しくはあらかじめ略号を印刷しておき該当文字を○で囲む等の例により記載することが適当である。

## 第5 通知

市町村長は，法附則第3条第1項又は第2項の規定により仮住民票を作成したときは，その作成の対象とされた者に対し，直ちに，その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならない（法附則第3条第5項）。

- 1 通知の方法については任意であるが，郵送の場合は転送不要の郵便物等の扱いとして送付することが適当である。さらに，申請者本人への到達の確実性を高める観点から，書留郵便等によることも考えられる。
- 2 郵送を行う場合，当該通知については，世帯ごとに送付することも差し支えない。仮住民票の記載事項が通知される外国人と同世帯に所属する日本の国籍を有する者について，第9-6に規定するとおり，施行日に職権でその住民票の記載の修正が行われる見込みであるときには，当該日本の国籍を有する者の住民票について，施行日に世帯情報等が修正されることが見込まれる旨及び当該修正に係る事項を同時に通知することとして，差し支えない。
- 3 仮住民票作成の対象者のうち，ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者であることを把握しているものについては，個人情報 の適切な取扱いの観点から，仮住民票の通知に当たっては慎重に対応するものとする。
- 4 通知の返戻があった場合は，第8のとおり，必要に応じ調査を行うものとする。

## 第6 仮住民票の消除

市町村長は、基準日後施行日の前日までの間に、仮住民票の作成の対象とされた者が、第2-1-(1)及び(2)に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、その仮住民票を消除しなければならない(令附則第4条)。消除の事由は、「外国人登録原票の閉鎖により消除」等の例による。なお、この場合において、改めて本人に対して通知をする必要はない。

1 当該市町村の外国人登録原票に登録されている者ではなくなった場合

- (1) 帰化・国籍取得、死亡又は出国等、外国人登録法施行令第6条に規定する外国人登録原票の閉鎖事由に該当するとき
- (2) 居住地変更登録により外国人登録原票が当該市町村に備えられなくなったとき

2 施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれる者ではなくなった場合

- (1) 法第30条の45の上欄に掲げる者に該当しなくなったとき
- (2) 市町村の区域内に住所を有する者に該当しなくなったとき(1(2)を除く。)

仮住民票の記載事項の通知を郵送の方法により行ったが、宛先不明で当該通知が返戻された場合は、必要に応じ調査を行った上で、居住実態がないと総合的に判断したときには、仮住民票を消除する。

## 第7 仮住民票の記載の修正

市町村長は、基準日後施行日の前日までの間に、仮住民票に記載されている事項に変更があったときは、その仮住民票の記載の修正をしなければならない(令附則第5条)。修正の事由は、「外国人登録法に基づく変更登録申請に基づき修正」等の例による。なお、この場合において、改めて本人に対して通知をする必要はない。

上記第5の通知を受けた者から、仮住民票の記載事項の修正についての申し出があった場合には、原則として、外国人登録の変更登録申請や訂正申立等を受け付け、外国人登録原票の変更等を行った上で仮住民票の記載の修正を行うものとする。

また、施行日までの間に、国民健康保険に加入した等、外国人登録法の登録事項ではない記載事項について変更があった場合は、職権で仮住民票の記載の修正を行う。

さらに、第8による調査を行ったこと等により、記載された内容が実態とは明らかに異なっている場合には、職権で仮住民票の記載の修正を行うものとする。

## 第8 調査

市町村長は、仮住民票の記載、消除又は記載の修正に際し、必要があると認めるときは、仮住民票に記載される事項について調査をすることができる（令附則第6条）。

市町村の職員が令附則第6条第2項により準用する法第34条の規定に基づく調査を行うに当たって関係人に対して質問をし、又は文書の提示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求に応じこれを提示しなければならない。

参考までに身分証明書の様式例を示せば、おおむね、別紙のとおりである。

## 第9 その他

### 1 仮住民票に記載されている事項の安全確保

市町村長は、仮住民票に関する事務の処理に当たっては、仮住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の仮住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。市町村長から仮住民票に関する事務の委託を受けた者が受託した業務を行う場合も同様である（令附則第7条）。

### 2 仮住民票の保管

#### (1) 仮住民票の保管

仮住民票は、火災、盗難その他の災害により、亡失、滅失、汚損又は破損することのないように、その庁舎の構造等に即した安全な方法で保管しなければならない。

#### (2) 保存

消除された仮住民票は、施行日後は保存しなくても差し支えない。

### 3 仮住民票の一部の写しの閲覧、写し等の交付



仮住民票について一部の写しの閲覧，写し等の交付は，想定していない。

#### 4 ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置

仮住民票作成の対象者のうち，ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者であることを把握しているものについては，備考欄にその旨の記載をし，住民基本台帳事務処理要領「第6－10」に記載のある保護のための措置の内容及び必要な手続を本人に説明するものとする。

また，仮住民票を作成されている者が当該保護のための措置の実施を求める場合においては，施行日から支援措置の実施を必要とするときがあることから，当該者を当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者とみなして，施行日前に上記要領「第6－10」に定める申出の受付，支援の必要性の確認及び確認の結果の連絡を行うことが適当である。

#### 5 仮住民票の住民票への移行

仮住民票は，施行日において住民票となる（法附則第4条第1項）。その際，外国人住民となった年月日に代えて，施行日を記載する（法附則第6条）。作成の事由として「法附則第4条第1項により作成」と備考欄に記入することが適当である。

また，施行日時点で住民票に通称が記載されている場合にあっては，施行日において，通称の記載及び削除に関する事項として，通称を記載した年月日（施行日）及び記載した市町村名を記載する。

施行日において，世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は，外国人住民と日本の国籍を有する者との複数国籍世帯については，施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期間に限り，個人を単位とする外国人住民に係る住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯ごとに編成して，住民基本台帳を作成することをもって，世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる（法附則第4条第3項）。

#### 6 複数国籍世帯の日本の国籍を有する者に係る住民票の記載の修正

外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者に係る住民票に

ついて、世帯主の氏名及び世帯主との続柄に変更が生じるときは、施行日に職権で記載の修正をしなければならない（法附則第4条第2項）。また、当該住民票の備考欄に事実上の世帯主として外国人住民が記載されている場合は、当該記載を消除するものとする。修正の事由は、「法附則第4条第2項により修正」等の例による。

## 7 その他移行措置

仮住民票が作成されていないが施行の際現に外国人住民としての要件を満たしている者や、仮住民票の通知後に仮住民票記載事項のうち住所又は世帯主の氏名及び世帯主との続柄に変更があったが仮住民票の記載の修正が行われていない者は、施行日から14日以内に法附則第5条に基づく届出をしなければならない（法附則第5条，規則附則第2条）。当該届出に基づく住民票の記載に際しては、外国人住民となった年月日に代えて、施行日を記載する（法附則第6条）。作成（修正）の事由は、「法附則第5条届出により作成（修正）」と記入する。

なお、当該届出に関し虚偽の届出をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、5万円以下の過料に処せられることとされている（法附則第10条第1項）ほか、正当な理由がなく同届出をしない者は、5万円以下の過料に処せられることとされている（法附則第10条第2項）。